

## 中間検査実施要領の運用

### 第4条関係

- 1 「施工の重要な変化点で実施される段階確認の実施時期」を例示すれば別紙のとおりである。

#### 附 則

この運用は、平成19年9月1日から施行する。

#### 附 則

この運用は、平成22年4月6日から施行する。

#### 附 則

この運用は、平成27年4月1日から施行する。

〔別表〕(第4条関係) 主要工種の確認項目と検査の実施時期

1 土木工事	
(1) 基礎工事	<p>ア 杭基礎(鋼管杭・コンクリート杭・鋼矢板・鋼管矢板等)及び控工(腹起しタイロッド材等)が完了したとき又は施工中のとき</p> <p>イ 場所打杭、深礎杭、ケーソン基礎工の鉄筋組立が完了したとき又は施工中のとき</p> <p>ウ 地盤改良工事の完了後、地盤改良に連続して施工する場合にはその施工前のとき又は施工中のとき</p> <p>エ 港湾、漁港、海岸工事等において捨石均し及び被覆・根固め均しが完了したとき又は施工中のとき</p> <p>オ 井筒潜函基礎工の完了したとき又は施工中のとき</p> <p>カ 山腹基礎工の床掘りの完了したとき又は施工中のとき</p>
(2) 舗装工事(農林道も含む)	<p>ア 上層路盤工(1,000m<sup>2</sup>以上)の完了したとき又は施工中のとき</p>
(3) 鉄筋コンクリート構造物工事	<p>ア BOXカルバート、擁壁等の鉄筋(配筋)が完了したとき又は施工中のとき</p>
(4) 橋梁工事	<p>ア 橋台、橋脚等の構造物で鉄筋(配筋)が完了したとき又は施工中のとき</p> <p>イ 工場製作の桁等の仮組立が完了したとき</p> <p>ウ 現場製作PC橋で、PC鋼線・鉄筋組立等が完了したとき又は施工中のとき</p> <p>エ 床版工の鉄筋(配筋)が完了したとき又は施工中のとき</p>
(5) 鋼構造物工事	<p>ア 水門扉・可動堰・スノーシェッド・用排水施設(汎用ポンプ製品は除く)・除塵機・栈橋の製作及び仮組みが完了したとき</p>
(8) 堰堤等工事	<p>ア 堰堤等において堤底から1/3程度までコンクリート打設又は盛土が完了したとき</p> <p>イ ため池工事において、堤体の盛り立て施工中及び不可視構造物の完了したとき</p>
(7) 河川工事、下水道(雨水渠工事含む)	<p>ア 水門樋門、堰の工場制作、仮組、基礎コンクリート等が完了したとき</p>
(8) 港湾、消波、海岸工事	<p>ア 現場製作ブロック据付工事等において、ブロック等製作が完了したとき</p> <p>イ ケーソン製作が完了したとき</p>
(9) トンネル工事(下水道工事におけるシールド工事も含む)	<p>ア 覆工コンクリートの施工前のとき</p>

(10) ほ場整備工事

ア 基盤整地工事等完了したとき又は施工中のとき

(11) その他

ア 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事

イ 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事

ウ 河川堤防と同等の機能の仮締め切りを有する工事

エ ラバーダムゴム袋体の完了したとき

2 建築・設備工事

(1) 建築・設備工事

ア 鉄筋コンクリート造にあっては、階数が3階以上のもの

イ 鉄骨造りにあっては、階数が3階以上又はスパンが20mを超えるもの

ウ 竣工検査前に主要な機器(汎用品を除く)が水没又は不可視部分されるもの

エ 工事中間地点での出来形の成否がその後の工事施工やその他の施工部分に大きく影響を与えるおそれがあるもの

3 共通

(1) 共通

ア 指定仮設物を撤去すると完成検査が困難になるとき

イ 工事施工中の仮設足場を使用しなければ確認できないもの